

令和6年度 第16回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年11月29日（金） 午前10時から10時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 淺 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、議案第2号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第6号 指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（1）条例の改正理由

教育指導に係る優れた指導技術等を広げ、学校教育の充実及び指導体制の強化を図るために、公立学校に指導教諭の職を設置すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

（2）改正の概要

ア 指導教諭の職を新たに設置することに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

（ア）職員の給与に関する条例

指導教諭について、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の支給対象とすること、職務の級を教育職給料表（1）又は教育職給料表（2）の特2級とすること等を規定。

（イ）職員の特殊勤務手当に関する条例

指導教諭について、多学年学級担当手当の支給対象とすること等を規定。

(ウ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

指導教諭について、教職調整額の支給対象とすることを規定。

(エ) 職員の定年等に関する条例

部主事である指導教諭は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職から除くことを規定。

イ 施行期日

令和7年4月1日

(3) 条例案に対する当委員会の判断 (案)

指導教諭の職を設置するに当たり、適用する給料表における職務の級等について所要の規定を整備するものであり、異議はない。

2 議案第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、安定した職業以外の職業に就いた受給資格者であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であるものに対して支給される就業促進手当(以下「就業手当」という。)が廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 就業手当に相当する退職手当について定めた規定を削る。

イ 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認めた者に対して、退職手当の支給を延長する暫定措置の期間を令和9年3月31日まで(現行 令和7年3月31日まで)とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

エ 施行期日等

施行期日は、公布の日とするウに関する事項を除き、令和7年4月1日とする。

(3) 条例案に対する当委員会の判断 (案)

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであり、異議はない。

3 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等に伴う所要の改正を行う。

(2) 条例の概要

ア 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改正等に係る改正

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 民間給与との比較に基づき、全職員の給与水準を引き上げるよう給料表を改定する。(行政職で平均3.0%の引上げ) (人事委員会勧告どおりの改定)

b 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。(人事委員会勧告どおりの改定)

①医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 416,600円(現行 415,600円)

②医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 51,600円(現行 51,100円)

c 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年0.15月分引き上げる。(人事委員会勧告どおりの改定)

①令和6年12月期（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R6.6月	R6.12月	R6.6月	R6.12月	
改正案	1.225月	1.275月	0.875月	0.975月	年 4.35月
現行	1.225月	1.225月	0.875月	0.875月	年 4.20月

②令和7年度以降（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R7.6月	R7.12月	R7.6月	R7.12月	
改正案	1.250月	1.250月	0.925月	0.925月	年 4.35月
現行	1.225月	1.225月	0.875月	0.875月	年 4.20月

d cの改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を年0.15月分引き上げる。（年3.70月→3.85月）

(イ) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) の改定に準じて所要の改正を行う。（人事委員会勧告どおりの改定）

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改正

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、給料表の構造を一部見直す。（初号近辺の号給カット、職務の級の重なり解消、号給の大きくくり化等）（人事委員会勧告どおりの改定）

b 配偶者に係る扶養手当を廃止（現行6,500円）し、子に係る手当額を13,000円に引き上げる（現行10,000円）。行政職給料表8級相当の職員を除き、2年をかけて段階的に実施する。（人事委員会勧告どおりの改定）

c 地域手当の級地区分を7区分から5区分に再編成し、支給割合を3～20%（現行）から4～20%に見直す。（人事委員会勧告どおりの改定）

d 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げ、限度額内で特別急行列車を利用する場合の特別料金等を全額支給する。特別急行列車利用による通勤時間短縮20分以上となっている要件を廃止する。新たに給料表の適用を受ける職員となった者等への高速自動車国道等に係る通勤手当を支給可能とする。（人事委員会勧告どおりの改定）

e 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を次のとおり改める。

使用距離（片道）	金額
4キロメートル未満	1,700円
4キロメートル以上6キロメートル未満	2,800円
6キロメートル以上8キロメートル未満	3,900円
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,000円
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,100円
12キロメートル以上14キロメートル未満	7,200円
14キロメートル以上16キロメートル未満	8,300円
16キロメートル以上18キロメートル未満	9,400円
18キロメートル以上20キロメートル未満	1万500円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,400円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1万8,300円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2万1,200円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2万4,100円

45キロメートル以上50キロメートル未満	2万7,000円
50キロメートル以上55キロメートル未満	2万9,900円
55キロメートル以上60キロメートル未満	3万2,800円
60キロメートル以上65キロメートル未満	3万5,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	3万8,600円
70キロメートル以上75キロメートル未満	4万1,500円
75キロメートル以上80キロメートル未満	4万4,400円
80キロメートル以上85キロメートル未満	4万7,300円
85キロメートル以上90キロメートル未満	5万200円
90キロメートル以上	5万3,100円

- f 単身赴任手当について、採用時から、支給要件を満たした職員に対しても手当を支給する。
(人事委員会勧告どおりの改定)
- g 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る手当の支給対象時間帯について午前0時から午前5時まで(現行)を午後10時から翌日の午前5時までに拡大する。(人事委員会勧告どおりの改定)
- h 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、新たに住居手当及び特勤手当に準ずる手当を支給する。(人事委員会勧告どおりの改定)

(ウ) 施行期日

- a 施行期日は、公布日とする。ただし、ア(ア) c②及びイは令和7年4月1日とする。
- b ア(ア) c②及びイは令和7年4月1日から、その他は令和6年4月1日から適用する。
- c ア(イ)の適用日はア(ア)に準じる。

※現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正は意見照会の対象外。

(3) 条例案に対する当委員会の判断(案)

本委員会勧告に沿って、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等に伴う所要の改正を行うものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について、指導教諭の職を設置することに関してではなく、指導教諭の職を給料表のどの級とするか等に関して条例改正に対する意見を回答することになるのか。

事務局：給料表のどの級とするかなどの勤務条件等について回答する必要があり、組織上の事項である職を設置するかどうかについては回答の対象とはならない。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集：事務、技術・専門職))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験(令和7年4月採用予定 高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和6年12月10日（火）午前10時00分から開催することとした。